

千葉市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙1）に規定する成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）を本市が実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「対象者」とは、本市に居住する認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上の障害により判断能力が十分でない者をいう。ただし、本市に居住しない認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上の障害により判断能力が十分でない者のうち次のア〜ウに掲げるものについては、関係自治体と協議の上決定するものとする。

ア 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき本市が介護給付費等の支給決定を行っている者、又は第52条の規定に基づき本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者

ウ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

(2) 「親族等」とは、対象者本人、対象者の配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官をいう。

(3) 「市長請求」とは、対象者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健福祉及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が後見、保佐又は補助開始等の審判の請求を行うことをいう。

(4) 「親族等請求」とは、対象者について、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項の規定に基づき、親族等が後見、保佐又は補助開始等の審判の請求を行うことをいう。

(5) 「入所・入院」とは、別表1に掲げる施設等に入所又は入院することをいう。

(6) 「在宅」とは、前項に該当しないことをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は千葉市とする。

2 市長は、事業を適切に実施することができると認められる法人に事業の一部又は全部を委託することができる。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長請求に要する費用の助成
- (2) 親族等請求に要する費用の助成
- (3) 成年後見人、保佐人、及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の助成

（対象費用）

第5条 助成対象費用は、第7条各号に掲げる助成要件を満たす対象者に係る以下の費用とする。

- (1) 市長請求に要する費用
- (2) 親族等請求に要する費用
- (3) 成年後見人等（当該請求の対象者の配偶者及び四親等内の親族を除く。）の報酬の全部又は一部

（成年後見人等報酬助成）

第6条 成年後見人等の報酬の助成は、家庭裁判所が決定する報酬の期間（以下次項において「対象期間」という。）に応じて行うものとする。

2 前項に規定する対象期間に、次条各号に掲げる助成要件を満たさない期間（以下この項において「除斥期間」という。）が含まれる場合、成年後見人等の報酬の助成に係る期間（以下「報酬助成対象期間」という。）は、対象期間から除斥期間を控除するものとする。

3 成年後見人等の報酬の助成に係る額（以下この項において「報酬助成額」という。）は、家庭裁判所が決定する報酬額とする。ただし、家庭裁判所が決定する報酬額が、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上回る場合、報酬助成額は当該各号に定める額とする。

- (1) 対象者が入所・入院している場合 月額18,000円に報酬助成対象期間を乗じた額
- (2) 対象者が在宅である場合 月額28,000円に報酬助成対象期間を乗じた額
- (3) 助成対象期間に前2号の期間が混在する場合においては、在宅の日が1日以上ある月はその月の上限額を28,000円とし、これらを合算して当該助成対象期間の上限額を求める。

（助成要件）

第7条 助成要件は、対象者のうち、第2条第3号又は第4号の規定により審判された者であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- (3) 対象者の属する世帯全員が市民税非課税（審判のあった月の属する年度（審判のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分が、市民税非課税であることをいう。）であって、別表2に定める収入及び資産基準の両方を満たす者

(助成の申請)

第8条 成年後見人等が報酬の助成の申請をするときは、審判の確定日の翌日から起算して1年以内に成年後見人等報酬助成申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 親族等が親族等請求に要する費用の助成の申請をするときは、審判の確定日の翌日から起算して1年以内に親族等審判請求費用助成申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(対象者死亡後の報酬助成)

第9条 対象者が死亡した場合において、後見人等報酬で支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人等であった者は前条の規定により申請することができる。

2 前項の場合において、死亡時に対象者に資産がある場合、その資産から後見人等報酬額を控除してなお不足する額のみ、第6条第3項に定める上限の範囲内で支給する。ただし、対象者の資産の内、不動産等については控除の対象としないものとする。

3 前2項の場合において、死亡した対象者に債務が残し、当該資産からその債務の整理が行われるときは、その者の成年後見人等であった者が支払うべき債務額を明らかにした場合に限り、当該債務額を控除した資産額から後見人等報酬額を控除してなお不足する額のみ、第6条第3項に定める上限の範囲内で支給する。ただし、対象者の資産の内、不動産等については控除の対象としないものとする。

4 前3項の場合において、死亡時に対象者に資産があるにもかかわらず、その者の成年後見人等であった者が後見人等報酬額を控除せず相続人に預貯金を引き継いだ後に支給申請を行ったときは、原則支給しない。

(助成の決定)

第10条 市長は第8条第1項の申請があったときは、これを審査し、成年後見人等報酬助成(決定・却下)通知書(様式第2号)により、成年後見人等へ通知するものとする。

2 市長は第8条第2項の申請があったときは、これを審査し、親族等審判請求費用助成(決定・却下)通知書(様式第4号)により、対象者又は親族等へ通知するものとする。

(市長請求に要する費用の助成)

第11条 市長請求に要する費用の助成は、市長が、家庭裁判所に対し、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第28条第2項各号に規定する者に対する費用負担命令を求める申立てを行わない方法により行うものとする。

(市長請求の判定)

第12条 市長は、市長請求を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

(1) 対象者の事理弁識能力の程度

- (2) 対象者の親族の存否及び当該親族が審判請求を行う意思の有無
- (3) 対象者の親族による保護の可能性
- (4) 市又は関係機関が行う各種サービスの活用による対象者への支援策の効果
- (5) 対象者の生活、資産及び収入の状況

(市長請求の手続)

第13条 市長請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手続は、家庭裁判所の定めるところによる。

(市長請求の費用負担)

第14条 市長は、家事事件手続法第28条第1項の規定により、市長請求に係る費用（以下「市長請求費用」という。）を負担する。

(市長請求費用の求償)

第15条 市長は、対象者が第7条各号に定める要件のいずれにも該当しないときは、前条の規定にかかわらず、本市が負担した市長請求費用の求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2号による費用負担命令を求める申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成22年4月1日から平成27年3月31日までに、第8条第2項により親族等請求に要する費用の助成を受けた者であつて、第5条第1項及び第6条の要件を満たし、第7条第1項の申請を行う場合は、平成27年4月以降の月分について成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成対象とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成29年4月以降の月分に係る成年後見人等の

報酬の助成について適用し、同月前の月分に係る成年後見人等の報酬の助成については、様式第1号から第4号までを除き、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表 1) 施設等

根拠法令	施設等名称
生活保護法	保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・ 障害者支援施設 ・ のぞみの園 ・ 共同生活援助が提供される共同生活住居 ・ 福祉ホーム
老人福祉法	・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム
介護保険法	・ 介護保険施設 ・ 特定施設 ・ 認知症対応型共同生活介護が提供される施設 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
医療法	・ 医療提供施設
—	その他市長が認める施設

(別表 2) 収入及び資産基準

世帯の人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	1 5 0 万円以下	3 5 0 万円以下
2 人世帯	2 0 0 万円以下	4 5 0 万円以下
3 人世帯	2 5 0 万円以下	5 5 0 万円以下
4 人以上世帯	2 5 0 万円に、世帯員 4 人目以降 1 人につき 5 0 万円を加えた額以下	5 5 0 万円に、世帯員 4 人目以降 1 人につき 1 0 0 万円を加えた額以下

(注)

世帯合計収入額及び資産の確認は、本人については家庭裁判所に提出した、財産目録の写し及び預貯金通帳等の写しにより審査するものとし、本人以外の世帯員については様式第 5 号を審査するものとする。また、助成申請の内容により下記①、②のとおり提出するものとする。

①親族等審判請求費用 法定後見・保佐・補助申立ての審判請求時のもの

②成年後見人等報酬助成 報酬付与の申立ての審判請求時のもの

ただし、本人に居住の用に供する家屋及び日常生活に供する資産以外に活用できる土地・建物等固定資産がある場合は、上記のほか、直近の固定資産評価証明等により資産とみなすものとする。